

# 令和6年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

## 【日 時】

令和6年9月2日（月曜）午前10時から正午まで

## 【場 所】

白山会館2階 大明の間（大平・明浄の間） 新潟市中央区一番堀通町1-1

## 【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、佐藤委員、田部委員、高橋委員、治委員、菊地委員、丸山委員、熊谷委員、有川委員、柴田委員、渡邊委員

計12名

（欠席委員：中島委員、石井委員、松井委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

## 【傍聴者】

2名

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 障がい福祉課長挨拶・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 26
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 28

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の長澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきたいと思います。また、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手にてお願いいたします。それでは、着座にて今後説明させていただきます。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。まず、事前にお送りしたものと、

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・座席表

【資料1】第4次新潟市障がい者計画進捗状況

【資料2】第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況

【資料3】第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込量に対する実績について

以上6点となります。また、本日机上配布といたしまして、座席表の差し替え、それから参考資料としまして、「パブリックコメント後に提出された意見について」、そしてご案内になりますが、新潟市が後援をしております、新潟障害文化地域推進機構が主催する「あしたの星 2024」イベントのチラシ、こちらを配布しております。こちらについては、新潟大学教育学部の学生の皆様が企画制作した、当事者の今を描いたショートムービーの上映が行われるイベントとなっております。有川会長が監修されているということで、本日皆様にご紹介させていただきたいと思います。以上3点を、当日配布資料とさせていただきますが、お手元にごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、本日の委員の出席状況でございますが、中島委員、石井委員、松井委員からあらかじめ欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、12名の委員の方々が出席されておりますので、過半数を超えております。この審議会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 障がい福祉課長挨拶

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

皆様、おはようございます。障がい福祉課長の小林でございます。本日はご多忙の中、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様におかれましては、日ごろから本市の障がい福祉施策にさまざまな機会でご協力、ご支援を賜りまして、この場を借りて感謝申し上げます。今井福祉部長が、本日所用で出席できないため、代わりに私から一言ごあいさつさせていただきます。

昨年度、委員の皆様には、第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定に大変ご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。あらためて感謝申し上げます。計画冊子につきましては、現在印刷、製本作業を進めており、完成次第配布させていただきます。

今年度の審議会につきましては、例年どおり年2回の開催を予定しており、本日は第1回になりますが、令和5年度までを計画期間としていた前計画の振り返りについて、ご審議いただきたいと考えております。

最後に、委員の皆様におかれましては、今年度も忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくようお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長、お願いいたします。

### 3. 議事

#### (1) 第4次新潟市障がい者計画の進捗状況について

#### (2) 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況について

(有川会長)

はい。皆様、おはようございます。令和6年度第1回の委員会になります。

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分ですけれども、(1)の第4次障がい者計画の進捗状況についてと、(2)の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返りについて、事務局から一括して説明いただき、質疑応答を含めて60分程度を予定しております。残りの時間はその他の報告に充てさせていただき、会場の使用時間も踏まえ、正午までには会議を終えたいと考えていますので、円滑な会議進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の(1)第4次新潟市障がい者計画の進捗状況についてと、(2)第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の振り返りについては、事前に資料を読まれていることと思いますけれども、事務局から説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、議事の(1)(2)につきまして、一括して説明をいたします。少しお時間頂戴いたしますが、ご容赦いただければと思います。

はじめに、資料1をご覧ください。こちらは、令和3年度から令和8年度までを計画期間としております、第4次新潟市障がい者計画の進捗状況として、施策の方向性に対する令和5年度の実績をまとめた資料です。ここでは、各施策の体系ごとに、表の左の欄、「施策の方向性」に対し、各所属において令和5年度に行った取り組みにつきまして、表の右の欄「令和5年度の実績」に記載しておりますが、その中から主な取り組みをご説明いたします。点字資料のほうは、各項目につきまして、初めに「取組所属」、「施策の方向性」があり、そのあとに「令和5年度の実績」を記載しております。

それでは、1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。はじめに「1 地域生活の支援」の「(1) 相談支援体制の充実」についてです。まず1ページ、点字資料では1ページ下段の「①障がいのある人が身近なところでいつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備」では、基幹相談支援センターなどの相談機関や、各地域の相談員などを通じて、障がい者やその家族に支援を行いました。また、こころの健康センターにおいては、精神に障がいのある方やその家族などを対象に、相談支援を実施いたしました。相談件数は、全体的に見ておおむね前年度と同程度の件数となっております。

続いて下段、点字資料では5ページの中ほどをご覧ください。「②夜間を含めた緊急時の連絡体制の確保」では、緊急時の相談、受け入れの対応を行う機能を担う、新潟市地域生活支援拠点の各登録事業者において、引き続き対応いたしました。

続いて2ページ、点字資料では7ページをご覧ください。「③発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどへの対応」については、新潟市発達障がい支援センターや、新潟県・新

潟市難病相談支援センターで相談を実施したほか、支援者を対象とした研修会を開催し、支援者のスキル向上を図りました。

続いて3ページ、点字資料では11ページをご覧ください。「④発達障がいに係る保健・医療等、関係機関との連携及び相談支援体制の強化」については各分野における関係機関との連携を図るため、発達障がい児者地域支援協議会を開催し、相互連携の強化を図りました。また、新潟市立児童発達支援センターにおいて、保育所等への巡回支援を実施したほか、保育士などを対象とした、発達支援コーディネーター養成研修を行い、療育支援体制強化に取り組みました。

続いて4ページ、点字資料では14ページ中ほどをご覧ください。「⑤ひきこもりへの支援」については、新潟市ひきこもり相談支援センターを拠点として、相談実施や家族会の開催のほか、既存の会議体が主催するミーティングに参加し、連携を図りました。

続いて5ページ、点字資料では18ページをご覧ください。「⑦相談支援体制の効果的実施」については、自立支援協議会において、重度心身障がい児者などに対する支援や、就労支援といった課題ごとに、研修会の実施や対応などについての協議を行い、関係機関のネットワーク強化に努めました。

続いて6ページ、点字資料では20ページ中ほどをご覧ください。「(2)在宅サービスの充実」では、居宅介護をはじめとする各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や、日常生活用具の給付などを行いました。サービスごとの利用状況は、資料に記載のとおりですが、就労系事業や共同生活援助、グループホームなどの利用が引き続き増加しております。

続いて7ページ、点字資料では26ページをご覧ください。「(3)経済的な支援」では、特別障がい者手当や、生活保護補助費などの各種手当の支給を行うとともに、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を行いました。福祉タクシー及び自動車燃料費とも、新型コロナウイルスの影響や身体障害者手帳所持者数の減少により、件数・助成額は減少傾向となっております。

続いて8ページ、点字資料では30ページ中ほどをご覧ください。「(4)サービス基盤の充実」では、障がいの者の共同生活の場であるグループホームや、精神障がい者地域生活支援施設に係る運営費の一部について、補助を行いました。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため設置した、「精神障がいの者の地域生活を考える会」において、各種研修会や相談会を開催し、関係機関のネットワーク強化や、支援者の人材育成に努めました。

続きまして9ページ、点字資料では37ページをご覧ください。「(5)地域生活を支える人づくり」では、各区ごとに委託している障がい者相談員による相談支援を行ったほか、共助の仕組みづくりに向け、依存症支援者研修会や、心のサポーター養成研修を開催しました。

続きまして10ページを飛ばしまして11ページ、点字資料では48ページの中ほどをご覧ください。「(7)情報提供・意思疎通支援の充実」では、手話通訳者や要約筆記車の派遣、通訳者など人材の養成に努めました。そのほか、障がい者ITサポートセンター事業として、障がい者向けのIT機器に関する相談、訪問サポートなどを通じ、支援機器に関する情報提供を行いました。

続いて12ページ、点字資料では55ページ中ほどをご覧ください。「(8) 災害時支援体制の整備」では、障がいのある人など、災害時に自力での避難が難しく、家族などの支援が望めない人の支援体制づくりを目的とした、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、要支援者名簿を地域の支援者と共有し、災害時の共助の仕組みづくりに取り組みました。

続いて14ページ、点字資料では61ページ上段をご覧ください。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」の項目となります。

「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、基幹相談支援センターにおいて、障がい児に係る相談支援を実施するとともに、療育教室や、医師による発達相談会を全区で実施したほか、乳幼児健康審査などを活用して、障がいの早期の気づきや支援につなげました。また、児童発達支援センターを中核とし、巡回支援や保育所等訪問支援事業の実施により、早期療育の充実に取り組みました。

続いて15ページ、点字資料では66ページをご覧ください。「(2) 医療・リハビリテーションの充実」では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や、自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、口腔保健福祉センターを中心に、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対する特別診療や、障がい福祉サービス等事業所を対象とした口腔健診などを実施しました。また、社会適応訓練や生活訓練、補装具装着訓練などの各種訓練事業の実施により、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加を促進しました。

続いて16ページ、点字資料では72ページ上段をご覧ください。「(3) 精神保健と医療施策の推進」では、こころの健康センターにおける精神障がい者やその家族などの相談への対応や、自殺対策として、関係機関と連携し、自殺未遂者本人やその家族などに対して、電話・訪問等による支援を行いました。また、17ページ、点字資料では75ページ下段になりますが、精神医療相談窓口による相談のほか、医療機関の連携体制構築を図るセミナーの開催により、精神科救急医療体制の強化に取り組みました。

続いて18ページ、点字資料では79ページ上段をご覧ください。「(4) 難病に対する保健・医療施策の推進」では、難病患者に対し、特定医療費助成を行うとともに、新潟県・新潟市難病相談支援センターにおける相談支援のほか、人工呼吸器装着者の災害時個別避難計画について、より実効性の高い計画となるよう、課題の改善に向けた検討を進めました。

続いて19ページ、点字資料では83ページをご覧ください。ここからは「3 療育・教育の充実」の項目になります。

「(1) 就学前療育の充実」では、次の20ページ、点字資料では87ページに移りまして、新潟県と合同でペアレントメンター養成講習会を実施したほか、市内保育所などへの発達支援コーディネーターの配置、研修による資質の向上に努めるとともに、保育所等においては、個別の配慮を行いながら、障がいのある子どもを受け入れました。

次の「(2) 学校教育の充実」、点字資料では90ページ上段になりますが、こちらでは、個々の児童生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小中学校の特別支援学級や通級指導教室を整備するとともに、次の21ページ、点字資料では94ページ下段になりますが、個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成、活用し、1人ひとりの特性やニー

ズに応じた支援を行いました。また、福祉読本を活用し、障がいのある人や高齢者について学ぶことで、子どもたちの障がいに対する理解を促進するとともに、総合教育センターなど、関係機関で連携し、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の理解促進や指導力向上に努め、特別支援教育を推進いたしました。

続いて 22 ページ、点字資料では 102 ページをご覧ください。ここからは「4 雇用促進と就労支援」の項目となります。

「(1) 雇用促進と一般就労の支援」では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がい者の相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施しました。

次に 23 ページ、点字資料では 106 ページ中ほどに移ります。こちらでは、引き続き雇用促進の取り組みになりますが、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナーなどを実施し、障がい者雇用を推進しました。

次に 23 ページ下段、点字資料では 109 ページ下段をご覧ください。「(2) 福祉施設等への就労の支援」では、障がい者が就労や生産活動などを通じ、自立した生活を送るための支援として、就労継続支援給付費などを支給したほか、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。

次に 25 ページ、点字資料では 114 ページ中ほどをご覧ください。ここからは、「5 生活環境の整備」の項目となります。

「(1) 住宅環境の整備」では、住環境政策課の取り組みとして、市営住宅におけるユニバーサルデザインに配慮した整備や、空き家を障がい者グループホームとして利用する際の、改修費用の一部を補助するとともに、住宅確保に配慮が必要な方向けの、賃貸住宅登録制度の周知を行い、障がいのある人の住居確保を支援しました。

続いて 26 ページ、点字資料では 117 ページ上段をご覧ください。「(2) 安心・安全なまちづくりの推進」では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者などを補助する信号機を整備したほか、歩道段差の解消を図りました。また、都市交通政策課において、市内バス停へのバリアレス縁石の設置を進め、効果についての広報活動を行いました。

次の「(3) 緊急時支援体制の整備」、点字資料は 120 ページ上段では、1 人暮らしの重度身体障がい者の住居内に、緊急通報装置を設置し、24 時間体制で緊急時の連絡対応を行ったほか、消防局においては、関係団体向けに「NET119 緊急通報システム」の説明会を開催し、周知・普及を図りました。

続いて 27 ページ、点字資料では 122 ページの中ほどをご覧ください。「(4) 防犯・消費者トラブルの防止」は、主に市民生活課や福祉総務課の取り組みとして、障がいなどで判断能力に不安のある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」などを活用した講習を実施したほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、福祉サービスの利用支援や、日常的な金銭管理などの支援を行いました。

続いて 28 ページ、点字資料では 127 ページ中ほどをご覧ください。ここからは「6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」に関する項目です。

「(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進」では、共生社会の実現に向け、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関する研修会や、イベントなど

での周知啓発を行い、市民の認知度向上に取り組むとともに、差別相談に対応いたしました。

次に 28 ページ下段、点字資料では 130 ページをご覧ください。「(2) 権利擁護の推進」では、基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する支援や、障がい者虐待防止センターにおいて、虐待相談への対応や調査などを実施し、当事者及びその家族を支援いたしました。また、成年後見制度の適切な利用の促進を行うなど、障がい者の意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現のため、必要とする障がい福祉サービスについて、適切な支給決定に努めました。

続いて 29 ページ、点字資料では 135 ページをご覧ください。「(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及」では、さまざまなイベントや市報にいがた、市政情報番組などを通じて、共生のまちづくり条例の周知に努めるとともに、共生社会づくりに興味のある企業などをつなぐネットワーク「ともに Entrance」の取り組みとして、専門学校と協働して作成した障がい者アートを活用したポスター・ステッカーを、加入企業で掲示したほか、各企業の取り組みを紹介する広報紙「ともに通信」を発行するなど、障がいのある人への理解を深めるため、官民協働で取り組みを推進しました。

続いて 32 ページ、点字資料では 141 ページの中ごろをご覧ください。「7 行政などにおける配慮の充実」の項目です。

「(1) 選挙等における配慮等」では、選挙管理委員会の取り組みとして、視覚障がい者などに対する選挙広報の点字、音声版での提供を行ったほか、施設などに入所、入院している人が利用できる不在者投票制度について、ホームページでわかりやすく周知するなど、障がいのある方の投票機会の確保の努めるとともに、投票所における障がい者や高齢者などへの配慮についてまとめたマニュアルを作成し、職員の接遇力向上に取り組みました。

次の「(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等」では、人事課において、市の事務・事業の実施や、窓口対応における障がいのある人への配慮について、職位別の職員研修を実施したほか、市の内部では障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者の相談窓口として、「障害者職業生活指導員」を選任し、相談対応や関係者間での情報共有を行い、障がいのある職員が働きやすい職場環境となるよう取り組みました。

資料 1 の説明は以上でございます。

それでは、続きまして議事の(2) 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の振り返りについてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

はじめに、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の数値目標達成状況についてご説明いたします。この計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 カ年計画となっており、令和 5 年度は、計画の最終年度になります。第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画では、全部で 19 の成果目標を設定いたしました。

1 つ目が、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」で、地域生活移行者数及び施設入所者数に係る指標を設定しております。点字資料では 2 ページ上段からになります。地域生活移行者数については、令和元年度末の施設入所者数 610 人を基準といたしまして、令和 5 年度末までに 27 人、1 年あたり 9 人を地域生活に移行させることを目標としてお



りました。

次に1ページ下段、点字資料では4ページをご覧ください。(2)の実績では、令和3年度からの累積数値で、実際の移行者数は23人となっており、目標をやや下回りました。また、施設入所者数につきましても、令和元年度末の610人から、令和5年度末までに639人に増加させる目標設定をしておりましたが、令和5年度実績では601人となっており、目標を達成することができませんでした。市内施設の定員が480人であり、市外施設に入所している障がい者も相当数おられる中、市内・市外、各施設の入所調整の結果、近年は600人前後で推移しているところがございます。

次期計画における施設入所者数の目標も、引き続き639人としており、次年度以降、市内に新たな入所施設も開所する予定となっております。重度者向けグループホームの整備をはじめとした、地域移行に向けた取り組みも進めながら、入所待機者の削減につなげていきたいと考えております。

続きまして3ページ、点字資料では5ページをご覧ください。「2 福祉施設から一般就労への移行等」として、3ページから8ページ、点字資料では5ページから23ページまでになりますが、障がい者の就労に関する成果目標を立てております。

はじめに3ページ、点字資料では5ページ。「①福祉施設から一般就労への移行」ですが、こちらは令和5年度の一般就労移行者を160人以上とする目標に対し、令和5年度は189人と、目標を上回りました。

続いて4ページ、点字資料では7ページ。「②就労移行支援事業から一般就労への移行」につきましても、令和5年度における就労移行支援事業からの一般就労移行者数を99人以上とする目標に対し、令和5年度の実績は133人。

次の5ページ、点字資料では9ページ中ほどの「③就労継続支援A型事業から一般就労への移行」ですが、令和5年度における就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数を22人以上とする目標に対し、令和5年度の実績は42人と、いずれも目標を上回りました。

続いて6ページ、点字資料では11ページの中ほどをご覧ください。「④就労継続支援B型事業から一般就労への移行」です。こちらは、令和元年度の実績を元に、令和5年度における就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数を、24人以上とする目標を設定いたしましたが、令和5年度の実績は10人とどまり、目標を下回りました。

続いて7ページ、点字資料では14ページ、「⑤一般就労移行者の就労定着支援利用率」については、令和5年度の一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するという目標に対し、令和5年度の利用率が82%。

次の8ページ、点字資料では16ページの中ほどですが、「⑥就労定着支援利用による就労定着率」については、令和5年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数を全体の7割以上とする目標に対し、実績では83%と、いずれも目標を上回りました。

以上が、障がい者の就労についてであります。今後も就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就労支援センター「こあサポート」による就職のマッチング、定着支援などの伴走型支援や、就労定着支援事業を行う事業所の確保に努めてまいります。また、企業に対しましては、より一層障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、

正しい理解の促進を図り、障がい者雇用に取り組む企業を PR し、障がいのある人の就労機会の拡大につなげてまいります。

なお、新計画では、国の基本指針を踏まえ、さらに高い目標を設定しております。また、障がい者法定雇用率の引き上げも意識しながら、今ほど説明した取り組みを強化してまいりたいと考えております。

続きまして 9 ページ、点字資料では 19 ページをご覧ください。「3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。

初めに、「①精神病床における早期退院率」ですが、こちらは令和 5 年度における精神病床入院者の退院率について、3 カ月時点で 69% 以上、6 カ月時点で 86% 以上、1 年時点で 92% 以上とすることを目標設定しましたが、令和 4 年度以降のデータが未公表となっているため、令和 3 年度の実績値を、4 年度・5 年度それぞれに掲載しております。

次に 9 ページ下段、点字資料では 22 ページになりますが、「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進」については、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者、家族、医療、保健、福祉などで、包括的な支援について協議を行う「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」について、年 2 回の開催及び当事者団体などとの共同事業を 2 事業実施するという目標に対し、(2) 実績として、令和 5 年度までの各年度において、目標を達成することができました。新計画におきましても、精神科病院に入院中の方も含め、精神障がいのある方が安心して地域生活を送ることができるよう、住まいの支援や居場所の確保、情報発信など、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進してまいります。

続いて 10 ページ、点字資料では 24 ページをご覧ください。「4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」ですが、この目標は、令和 5 年度末までに、地域生活支援拠点などに求められる 5 つの機能をすべて整備している状態にあること、および年 1 回以上運用状況の検証・検討を実施するというものです。本市では、平成 30 年度に地域生活支援拠点等を整備し、現在国が示す 5 つの機能を、全市的に展開している状況であり、令和 5 年度時点においても目標は達成しております。今後も、各自立支援協議会における協議や、拠点事業所連絡会議の開催により、実施状況の確認や課題の共有を行い、一層の機能充実に努めてまいります。

続いて 11 ページ、点字資料では 27 ページをご覧ください。「5 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」として「①児童発達支援センターの設置数」から、13 ページ、点字資料では 34 ページ中ほどの「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」まで、障がい児の支援体制に関する成果目標となっております。

はじめに、「①児童発達支援センターの設置数」ですが、令和 5 年度末時点で、児童発達支援センターが少なくとも 1 カ所以上あるという目標とするものですが、本市では、すでに福祉型・医療型でそれぞれ 1 カ所ずつ設置されており、本市の中核的な療育支援機関である、新潟市児童発達支援センターにおいて、引き続き療育支援や発達相談、地域支援などの体制強化に取り組んでまいります。

次に下段、点字資料では 28 ページ下段の「②保育所等訪問支援の利用体制」ですが、こちらは、保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもにより質の高い専門的

支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所を、令和5年度末までに1カ所以上確保するという目標を設定しております。本市では、すでに福祉型・医療型でそれぞれ1カ所ずつ設置されており、目標を達成しております。

続いて12ページ、点字資料では30ページ中ほどをご覧ください。「③主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」ですが、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業が1カ所以上ある状態とする目標に対し、令和5年度末時点で、児童発達支援事業所が3カ所、放課後等デイサービス事業所が6カ所となっており、目標を達成しておりますが、定員の空きが少ない状況であり、今後も必要な定員数の確保に取り組んでまいります。

続いて下段、点字資料では32ページ上段の「④医療的ケア児に対する支援」です。令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が、医療的ケア児への適切な支援について連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児などコーディネーターを配置するという目標を定めているものです。本市では、自立支援協議会の相談支援連絡会、療育等支援班において、医療的ケア児の支援についての協議を行っているとともに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談員3名を基幹相談支援センターに配置、支援を行っており、目標を達成しております。今後も関係機関と連携、支援体制の充実に取り組んでまいります。

続いて13ページ、点字資料では34ページ中ほどをご覧ください。「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」についてです。こちらは、令和5年度末時点の、幼稚園・保育園等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和元年度の79.7%から増加させることを目標としておりますが、(2)実績として、令和5年度末時点の配置率は89.8%で、目標を達成しております。引き続き発達支援コーディネーター養成研修の実施などにより、療育支援体制の強化に取り組んでまいります。

続いて14ページ、点字資料では36ページをご覧ください。「6 障がいや障がいのある人への理解促進」の項目です。

はじめに、「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」については、令和5年度の当条例の認知度を35%以上とすることを目標として定めています。(2)実績としまして、令和5年度においては、条例周知啓発イベントにおいて、一般の市民の方を対象に実施した認知度調査の結果、認知度は36.3%と、目標は達成することができましたが、若年層の認知度が低かったことから、引き続き福祉教育の促進や、障がい者アートを活用した「ともにプロジェクト」の取り組みを推進するとともに、大学生を対象としたワークショップを開催し、効果的な周知方法などについて検討するなど、認知度の向上に取り組んでまいります。

続いて下段、点字資料では38ページの下段をご覧ください。「②学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてですが、こちらは小中学校等において、障がいのある人とない人の交流を通じ、当条例の周知に取り組むもので、年16回以上を目標として定めておりますが、(2)実績として、令和5年度は障がいのある人を招いた福祉教育などを計29回実施し、子どもたちの障がいへの理解を深める機会を創出することができました。先ほどもご説明しましたとおり、若年層の条例認知度が課題となっていることから、小中学校等における障がいのある人との交流や、

福祉教育の推進について、教育委員会とも連携しながら周知啓発を進めてまいります。

続いて 15 ページ、点字資料では 40 ページをご覧ください。「7 相談支援体制の充実・強化等」についてです。こちらは、令和 5 年度末時点において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を充実・強化する体制を整備することを目標とするもので、本市では基幹相談支援センターにおいて、専門性の高い総合的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等、関係機関への専門的な指導・助言、各種会議への参加等による連携強化など、地域の支援力向上、重層的な相談支援体制の構築に取り組んでおります。

最後に下段、点字資料では 42 ページの「8 障がい福祉サービス等の質の向上」についてです。こちらは、令和 5 年度末時点における、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を目標としているもので、令和 5 年度においては、都道府県などが実施する各種研修に本市職員が参加し、関係法令や障がい者支援に対する理解を深め、資質向上に努めるとともに、強度行動障がい者支援に係る研修などの実施により、障がい福祉サービス事業所の支援力向上に取り組みました。

第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の数値目標達成状況については以上となります。

最後の資料、資料 3 になりますが、こちらで第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画のサービス見込み量に対する実績について、簡単にご説明いたします。資料 3 をご覧ください。第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画では、先ほどご説明した成果目標のほかに、80 項目の各種サービス等について、サービス提供の見込み量を年度ごとに設定しております。表の中をご覧くださいたいところは、達成状況に応じて 1 から 5 までの数字を入力、ちょうど真ん中あたりの列になりますが、こちらについては設定した見込み量に対し、令和 5 年度実績でどの程度達成できているかを 5 段階評価で表しており、5 は 100%以上、4 が 80%から 100%未満、3 が 60%から 80%未満、2 は 60%未満の達成率。1 はその他として特殊な状況にあるものを表しております。80 項目のうち、達成状況 5 のサービスは 47、達成状況 4 のサービスは 15 で、全体の 8 割近くのサービスにつきましては、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況になっております。

サービスごとの具体的な実績につきましては、資料をご覧くださいと思いますが、設定した見込み量に対し不十分となった残り 2 割のうち、主なサービスの状況についてご説明いたします。

1 ページ、点字資料では 2 ページになりますが、上から 5 つの事業は、訪問系サービスであります。そのうち行動援護、重度障がい者等包括支援について、達成状況がやや低くなっております。こちらは、ヘルパー人材の確保や、利用者のニーズに応じた事業所の確保が課題となっており、行動援護については、新型コロナウイルスなどの影響もあり、前年度と比較して、利用人数・利用時間が減少しております。

なお、重度障がい者等包括支援については、実施している事業所がない状況になっておりますが、ほかのサービスを組み合わせて対応していることから、達成状況を「1 その他」ということで分類しております。

続いて 2 ページの一番下、点字資料では 25 ページ上段になりますが、地域定着支援になります。地域定着支援につきましては、障がい者支援施設や病院などから退所、退院後

に、地域生活を継続していくための支援を行うサービスですが、令和5年度は未達成となっております。地域移行支援の提供事業所が限られていることから、ニーズに応じたサービス提供ができるよう、事業所への働き掛けや、基幹相談支援センターによる相談支援専門員向けの研修の実施などにより、不足している相談支援事業所の拡充に努めてまいります。

最後に、3ページの上から3段目、点字資料では27ページ下段をご覧ください。医療型児童発達支援の項目になりますが、こちらにつきましては、新潟県はまぐみ小児療育センターにおいてサービス提供を行っておりますが、事業所が1カ所に限られるため、サービス見込み量を下回る結果となっております。

以上、達成状況の低いもののうち、主なものについて説明いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会環境の変化ですとか、社会保障関係経費の増加、福祉人材の不足など、障がい福祉分野における課題はさまざまございますが、今後は第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に向け、国や県、事業所などの関係機関と連携しながら、新計画の目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。長くなりましたが、説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ちょっとボリュームがありますけれども、ただいまの事務局からの障がい者計画の達成状況と、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標について説明がありましたが、ご意見・ご質問などございますでしょうか。はい、栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。よろしく申し上げます。総論的なことを2つと、あと個別にいくつか質問をさせていただければと思います。総論的なところは意見というか感想です。

まず1つは、この審議会の中でずっと議論してきて、障がい者という特別なかわいそうな人がいて、その人に対して障がい福祉課が、障がい者に特化したサービスを提供するという、そういう旧来の障がい福祉じゃなくて、市民がいろんな人がいる中に、それぞれいろんな、身体やいろんな状況の人がいて、でも普通の市民だから、市のあらゆるサービスを利用するので、そういう点ではこの計画というのは、本当に障がい福祉課だけではなくて、全市的にすべての部局、課で対応する必要があるテーマがものすごくいっぱいあるのではないかと、そういう議論があったかと思うんですけども、今回の資料を見させていただくと、本当にいろんな課の名前がいっぱい出てくるようになってきているので、そういう点では、本当に普通に市民が、例えば市役所の窓口に行ったりとか、乗り物に乗ったりとか、買い物に行ったりとか、そういう普通の市民生活をやることに対して、市役所全体として取り組むという、そういうことがすごく感じられるようになったので、とてもそれは良かったなと思いました。

ただ、もう一方、総論の2つ目なんですけど、障がい者の権利条約や、障がい者の差別解消法とか、いろんな法律は国のレベルでは改正されたり、一応理念としては障がいの社

会モデルとか、いろいろなことが言われてはいるのですが、それらが新潟市の施策の中でどれぐらい反映されてるのかというのを見ると、それが進んでる分野もあると思うんですけども、特に教育をはじめとして、旧来の分離型の障がい児教育であったり、あるいは医療も障がいを個人の欠陥としてとらえて、それに対して見ていくとか、そういう旧来のものがまだまだいっぱい残存してるというか、そういうことも感じられて、これはやっぱりこの計画も、先ほどの課長さんのご説明の中でも、障がいや障がいのある人についての理解を深めるということを市がやります、条例などに基づいてやりますとは言ってますが、そもそもだから障がいというものをどういうものとしてとらえているんだろうかということをお考えになるような記述もいっぱいあって、その辺はもう少し、計画そのものがそういう文言になってるという点でいうと、策定のときからかかわっていた僕らの責任でもあるから、そういう点では反省をしなければいけないことはありますけれども、そういうことというのが、今日の議論もそうですが、今後に向けても必要なのではないかと感じたということです。

それで、個別的なところに話を移します。墨字のページが何ページがわからないんですけども。まず、防災のところなんですけれども、自力で避難できないみたいな表、②みたいなところですかね。わかりますでしょうか。災害の避難の話のところですよ。

(有川会長)

資料1の12ページですかね。ちょっとすみません、事務局のほうでも、ページとの照合していただきたいのですが。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

そうですね。資料12ページ、点字資料では55ページ中ほどからでしょうか。

(栗川委員)

はい。かと思えます。災害時の避難のことです。これは、前回ちょうど能登半島地震の直後にこの審議会が開かれて、かなり時間をかけてご説明を受けて、議論をされた中身だと思いますし、そのときにご説明を受けたことが、ここで文字化されて書いてあるということではあると思うんですけども、やはり、そのときにも感じたことなんですけれども、今の仕掛けは公助・共助・自助というか、自助・共助・公助というんですかね。それで、市役所としては一応こういう計画立てたみたいところで、でも実動、避難とかそういうことに関しては、自助と共助でやってくださいという話だと思うんですね。市役所がやることは名簿づくりとそれを関係者に渡すことということで、あとは共助で、特に民生委員とか自治会とかの人に「よろしくね」ということになっているということなわけです。ただ、前回のここでの話でもあったように、個々の自治会というか町内会の状態はさまざまでありまして、高齢化や何かでいろんなことが進んで、例えば障がいを持って人が避難するときに、じゃあ一緒に逃げましょうみたいところで、動けるような状態にあるかというところ、そうでないところが圧倒的に多くて、たまたま町内会長さんや民生委員さんが非常に障がい問題について意識を持っていて動くという、そういうところに当たった人はラッキーで逃げられるけど、そういうのでない場合には、あとは自力で頑張ってください

という、そういう仕掛けになっていると思うんですね。だから本当にそれでいいのかということでありまして、この資料の少しあとのほうに、人工呼吸器の人の個別避難計画のことについては、やはり実効性をあげないと大変なことになるからということで、改善を図ったという、素晴らしい報告が書いてあるわけですけど、それは、人工呼吸器の人以外の一般の障がいのある人に関しても、少なくとも要支援者名簿に載せた人というか、「載ってもいいよ」と言った人は、自力では、自助では逃げられないんだから何とかしてということを表示してるわけですから、やっぱりすべてのその人に対しては個別避難計画をちゃんとつくって、いざとなったら誰がどう一緒に逃げるのかということを具体化しておかないと、恐らく多くが放置されて逃げられないということになってしまうと思うので、このところ、特にやっぱり個別避難計画について、市のほうは「呼び掛けます」みたいな感じなんですけれども、ここはもっと取り組みを強めないと、実際にはなかなか動かないということになるんじゃないかなということです。これが1点目です。

それから、2番目のポイントですけど、大きな「保健・医療」というところになります。「障がいの予防」というのが書いてあるところです。よろしいでしょうか。大きい「保健・医療」のところ、「福祉の充実」というところの一番最初の、(1)の障がいの予防と早期の気づきという。

(有川会長)

資料でいうと14ページでいいですか。

(栗川委員)

そこだと思います。ここも、この審議会で何度か議論してるテーマではあると思うんですけど、「障がいの予防」という言葉で、今まで日本の歴史の中でどういうことが行われてきたかということを考えると、不幸な子どもを生まない、生ませない運動とか、さまざまありますし、最近ではこの7月に最高裁で判決が出ましたけれども、やはり優生保護法といいますか、優生思想に基づいて優生手術が行われて、とにかく障がいのある人が生まれないようにしていくということが、最大の障がいの予防として行われてきた歴史があって、それではいけないんだというふうに今ようやくなったというところだと思うんですけど、そういう点では、そういうふうに使われてきてしまったこの「障がいの予防」。最初に言った、障がいをどうとらえるかという、これが社会的な障壁を意味しているんだしたらまだいいかもしれませんが、社会的な障壁を予防するってあんまり言わないと思うので、やっぱりここは個人の身体の機能障がいに対しての、そういうことにならないように、未然に医学的に防ぎましょうという意味でやっぱりとらえてしまうので、これでいいのかということです。中身を読んでいくと、そうだけでも限らない施策もいっぱいあるのですが、見出しでいきなりバーンとこれが来るので、どうなんだろうというふうに思ったということです。

次、3番目の点です。次、雇用のところ。「4 雇用促進と就労支援」という。

(有川会長)

22ページですかね。

(栗川委員)

22 ですかね。ありがとうございます。ここなんですけれども、さまざまな企画が書いてあって、なかなか数値目標でも、就労Bから一般就労になかなか移行できない問題が、さまざまなことがあるということについては理解しましたが、いずれも市役所は、いわば民間企業などに対して、障がい者雇用を促す立場というか指導する立場というか、そういう感じではあるわけですが、実際には市役所、教育委員会も含めて雇用主なわけでありまして、一部に人事課のところ、障がいのある市役所の職員を含めた研修やら何やらという表現もありましたけれども、市役所自体が雇っている障がい者、教育委員会であれば障がいのある教職員についての言及がないので、もしデータがあれば、雇用率やら内実なんかについて教えてもらえると大変ありがたいですし、どういう取り組みがあるのか、いわば率先垂範なんて言葉が使われますように、市役所や教育委員会がどういう取り組みをするかというのは、とても影響力も大きいと思いますので、その数値や取り組みなんかも教えてもらえればと思います。

教育委員会といえば、先ほども言いましたけど、インクルーシブ教育ということを考えたときに、子どもたちのインクルーシブもとても大事なんですけど、やっぱり職員集団といますか、その多様性がどのぐらいあるかによって、障がいのある人たちがどう生きてるかということを経々目の当たりのすることにもなるので、すごく大事なことだと思うので、その辺も、数値も含めてもしあったら教えてくださいということです。

それから次、虐待のことですが、虐待対応件数が 146 件あったということなんですけど。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

28 ページ。

(栗川委員)

28 ですかね。ありがとうございます、この 146 という数字に僕はちょっとショックを受けて、こんなにあるんだと思っておりまして、これは昨年度の数字だと思うんですが、その前との増減みたいのがどうなっているのか、あるいはこの 146 という虐待の中身がどうなってるのかというのが、もし資料等があったら教えていただきたいですし、それらに対してどうしていったらいいのかなと真剣に考えないといけないことだなというふうに感じたということです。

それから、次です。「(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及」というところの、施策の方向性の①のところなんですけど。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

29 ページです。

(栗川委員)

29 ページですかね。ありがとうございます。ここに、この計画というか今日の資料の



中で、唯一「限られた財源や資源の中で施策の継続ができるように取り組みます」という表現があって、これどういう意味なのかなというのが僕は引っ掛かってしまったということでありまして、何か変な意味じゃないといいなと思うのですが、よくこういうことが言われると、次にはやっぱり財源がないのでやめますというのの布石かもしれないみたいな、変なかんぐりを、ここだけボコッと突然あるので、ちょっと驚いて、心配になったということです。

それから次、最後になります。情報保障にかかわるところなんですけど、手話通訳とか盲聾者通訳とかの要約筆記者とかボランティアとかというのの養成のところですよ。

(有川会長)

ボランティア活動の支援推進になりますでしょうか。31 ページ。

(栗川委員)

ここもこの審議会で何度か話してるかもしれないんですけど、手話通訳、あるいは要約筆記に関しては、いわば仕事として、そういうことをやってる人たちがいて、その養成もされてという状況があるんですけども、点訳や音訳など、視覚障がい者にかかわることに関しては、ほぼボランティアでなっていて、ここにも点訳者や音訳者の養成みたいなことは出てこない。恐らくボランティアの養成の中に含まれてあるんだろうとは思いますが、昔であると、本当にいわゆるジェンダーのいろんなことがあって、専業主婦という方々がいられて、子育てが終わると、ある程度裕福な家庭の女性であれば、その人がボランティア活動で点字やら音訳やらをやってということで、一定層、それこそボランティアの養成講座にも参加して下さって、その人たちがやるという、そういう社会構造があったと思うんですけども、今はもうそこは壊滅というか、あてにならないというか、あてにすること自体、非常にジェンダー的には問題だと思うんですけども、そういう状況になって、ボランティアで点訳や音訳の人を養成しようと思っても、人も集まらないし、今やってる人たちはどんどん高齢化して、もう担い手がなくなるという危機的な状況が起こってくる中で、視覚障がい者の情報保障をどうしていくのかということは、これは市役所自体だけでどうこうできないことかもしれませんけれども、1つは多分、同じ視覚障がい者でも、同行援護のガイドヘルパーは仕事なので、働けばお金になるので、養成講座には人が集まって、一定程度いるわけです。人も集まってくるわけですから、そういう点で、そういう点訳やら音訳なんかに関しても、ちゃんと仕事にしてやっていく。本当にプロとしての高い専門性と技術のいる職業ですから、そのことに対してはちゃんと対価を払うという、そういうふうにしていかないと、もう本当にこのあと人がなくなるといって、何とかここも対策をお願いしたいということです。ちょっと長くなりましたけど、以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ちょっと内容を整理させてください。全部で6つのご質問とご指摘等があったかと思います。1つ目は、昨年度も少し話が出ていたんですけども、防災に対しての具体的な対応ですよ。このあたりの、現時点での進捗も含めた内

容等の確認ということでまず1点目はよろしいでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

2点目なんですけれども、この「障がいの予防」という考え方が、非常に、例えば旧優生保護法等の人権問題に直接的につながっていく考え方にもなってしまうかもしれないですね。そういうことも踏まえたときに、この予防という用語の考え方、伝え方ですかね、このあたりが、社会モデルにのっとっているのであれば、まだ理解できるところもあるけれども、個人モデル、医療モデルにのっとったときには、明らかに旧来の人権問題にもつながってしまうというご指摘だったかと思うのですが、そのような形でよろしいですか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

3点目と4点目は、多分具体的なデータがもし事務局のほうで把握されているのであればということで、まず障がい者雇用を増やしていくというところで、実際には、新潟市自体が、例えば市役所等での雇用率ですとか、あとは教育の話も少し出ておりましたが、インクルーシブということが学校教育で言われていますが、教員自体が、障がいのある教師が働く姿、そうした姿も子どもたちにとっては重要なのではないかと、そういうところも踏まえた中で、実際の障がいのある方の雇用実態というところを、具体的にもしデータがあるのであれば示していただきたいということで、2点目、3点目は、もし現在数値等があればお示しいただければということでよろしいでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

4点目ですけれども、虐待の数値、これもデータですね。146件というところで、障がい者虐待にかかわっている件数だと思うのですが、この件数が今までのデータとどのような変化があるのかというところをお示しいただければと思います。

(栗川委員)

内容もしわかれば。

(有川会長)

わかりました。具体的な内容等も含めてですかね。5点目ですけれども、これも障がい理解のところ、非常に表現の話があって、「限られた財源・資源」という言葉がここで

使われていて、これは取り越し苦労なのかどうかも含めてなんですが、なぜ急にこのようなどころでこの表現が出てくるのか。財源がなくなったらやめてしまうみたいなどころの布石を打ってるのではないかというところも、ちょっと感じるところがあるということで、この辺の表現についての確認ということでもよろしいでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

最後の6点目ですけれども、これは昨年度、これまでも議論になっていきましたが、情報保障にかかわるところで、人材育成・養成、この点を踏まえたときに、従来のようなボランティアというところはかなり依存してきてしまっている状況が、今後は難しいだろうと。障がい福祉課だけの問題ではないということも踏まえた上で、今後こうした重要な、これは合理的配慮にかかわってる、人権問題にもかかわっていく内容だと僕も思っておりますので、そうした人材をどのように今後保障していくのかというところについての照会だと思いますけど、よろしいでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

全部で6点ございますけれども、お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。ちょっと順番ばらばらになってしまいましたが、はじめに2番目の、「障がいの予防」という表現についてということになるかと思いますが、委員のお話を聞いて、確かに聞いてて、表現的にどうなのかなととらえる方もいると思うんですけれども、こちらにつきましても、もともと第4次の障がい者計画、令和2年度に審議いただいて、3年度から6年間の計画ということで、計画をつくったわけですけれども、こちらでもう実際に記述されている内容ですので、そもそもこれ、例えば国の参考とすべき資料に記載があったのかとか、そのあたりを確認をした上で、また3年後でしょうか、次の障がい者計画を立てる際に、そこは忘れないで整理のほうさせていただければと思います。

また、同じく5番目の、いわゆる「限られた財源・資源の中で」という表現につきましても、これも第4次新潟市障がい者計画の施策の方向性ということで、すでに計画として記述されているわけなんですけれども、こちらとしては、当然予算なくなったらやめましかかそういうつもりはまったくなくて、当然共生の社会に向けた取り組みというのは重要な業務ということで、市としても位置付けておりますので、これもまた3年後の計画再編のときに、ここの部分だけちょっと突出して誤解を与えるような表現になっているということであれば、記述の内容については検討させていただければと思います。

3番目の、就労の関係になります。実際に雇用主としての市役所、あるいは教育委員会

の雇用率が今どうなっているのかということ、データということになろうかと思うんですけども、令和5年6月1日時点で、市役所の市長部局でいいますと、障がい者雇用率が、法定雇用率 2.6%に対して 2.84%。あと教育委員会につきましては、法定雇用率が 2.50%のところ 2.62%と、いずれも法定の雇用率は上回っているというのがデータでございます。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

続きまして、障がい福祉課管理係から、栗川委員の残りの質問の部分についてお答えします。

まず初めに、防災の関係の取り組みですけれども、個別避難計画に関しては、避難行動要支援者名簿に掲載された方については、基本的にはセットで作っていく方向にはなっているんですけども、実際の策定率としては7割弱程度になっています。実際にこの部分というのが、行政がなかなか深く介入できていない部分でもあって、自治会の方ですとか、支援する側の人たちに、基本的にはお願いしているという部分もあるんですけども、ただ、今直接は防災課が主導で行っているのですが、特に支援の必要性が高い、例えばハザードマップで言うところの危険地域にいる方で、かつ障がいの程度が高いといった方について、単純に地域の方だけではなくて、福祉専門職の方も含めた中での、個別避難計画の策定ということ、昨年度モデル的に実施し始めたということは、防災課からも聞いておりますので、今後こういった取り組みをさらに進めることで、すべての方に同じような個別避難計画がつけられるかどうかということ、また1つ課題になってくるかもしれませんが、そういった取り組みは今現在進めているというところで、ご理解いただければと思います。

続きまして、虐待の関係になりますけれども、ちょっと今手元に詳細な資料まで持ってきてなかったのですが、障がい者虐待については、基本的に、いわゆる養護者による虐待というものと、施設を利用していた場合の施設の職員から受ける虐待、あるいは障がい者を雇用している雇用主から受ける虐待という、3種類の虐待の種別というものがございます。令和5年度ですと、140件ぐらいということで報告させていただきましたが、その内訳とすると、おおむね養護者虐待と呼ばれるものが大体120件前後、施設従事者による虐待というのが20件前後、使用者による虐待というのは、ないということになりますけれども、そのような内訳になっております。

件数に非常に驚かれたということで、栗川委員からもお話ありましたけれども、基本的に障害者虐待防止法では、虐待がある、あるいは虐待を受けているかもという疑いの段階でも通報しなければいけないという義務付されている部分もありますので、現に虐待が起きているかどうかということは抜きにして、市の障がい福祉課ですとか、各区の健康福祉課に、虐待ではないんでしょうかというような通報が入ります。その件数が全部で140件程度だということになります。実際にはこのあとに、市の職員が、事実確認調査ということで施設の場合には施設に行ったり、養護者の場合にはその虐待をしたと思われる養護者の方も含めて、事実の確認調査を行いまして、最終的に虐待であったかどうかという判断を市でするんですけども、おおむね140件ぐらいに対して1割から2割弱ぐらいが、最終的に虐待と判断されるものになるところです。

虐待の通報件数に関しては、ここ近年の状況を見ると、年々やはり右肩上がり、件数としては増えてきているのかなと思います。特に養護者虐待ということで、120件前後ということで報告しましたが、基本的にはその9割ぐらいが、警察からの通報になります。主にはその虐待を受けたご本人さんですとか、一緒に暮らしているご家族の方から実際に警察に、こういうふうな虐待、暴力を振るわれたとか、言葉をかけられたとかというところでの通報が警察に入って、警察の方も虐待通報として受けた場合には、必ず市町村に報告しなければいけないことになっておりますので、その通報が警察から市に来て、市が虐待の事実確認を行うという流れになっていきます。ですので、基本的には家族内での虐待にあたるようなケースといいますか、ただこれが、本当に身体とか生命に危険を及ぼすような事案というものがどの程度あるかと言われると、ちょっと何とも言えないのですが、痴話喧嘩みたいなところから来るような通報というのも相当数あるというふうに区から聞いてますので、そういった現状が今のところあるということで、お答えさせていただきます。

最後に情報保障については、まさに栗川委員のおっしゃるとおりの部分もあるんですけども、実際手話ですとか要約筆記に関しては、国の地域生活支援事業の中で、そういった方を養成する事業を市町村でもやりなさいというようなことでなっていますけれども、点訳とかについては、明確に資格といいますか、そういったところに位置付けられてないという部分は確かにございまして、新潟市でもやはりボランティアの養成というところにとどまっているのが現状です。

市でどこまでというところはもちろんあるんですけども、そこは国の動きなども注視しながら、点訳の方が非常に重要だということも認識しておりますので、そういったところも含めて今後検討していきたいと思っております。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局からの回答につきまして、栗川委員、特に、はい。ありがとうございます。ご丁寧に対応いただき、ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、熊谷委員。

(熊谷委員)

熊谷敬一です。1つお聞きしたいのは、資料3の2ページの、就労移行支援A型の、評価と課題の欄にも書いてあるんですが、近年閉業する就労移行支援事業所があると。今後ともそういう事業所があるのではないかという観測がありまして、そういった部分に至ってくる背景ならびにそれに対する対策というものが何かあるのか、お聞きしたいと思えます。以上です。

(有川会長)

はい。今のご質問、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

就労継続支援A型ですか。

(事務局：障がい福祉課 佐久間指定係長)

指定係でございます。先日、新潟日報等でも報道がありましたとおり、就労A型支援、今回のケースで令和6年に報酬改定があって、その影響があるということで、就労A型支援が廃業して、障がい者の方が解雇ですとか退職とかということになってるということもございました。

就労事業所なんですけれども、生産活動をされていて、その収益から必要経費を引いて、それは雇用のほうの給料ですとかに、足りない場合は基準違反というような基準がございまして、今回そういうところを、基準に満たないところが多いということで、報酬改定でそういう収益の部分でなかなかうまくいってないところについては、厳しくなるような報酬改定になりまして、その影響で、全国的になかなか事業が続けられなくなったということで、廃業が増えてきております。

新潟市でも、令和6年に入りましてから、3事業所廃止がありましたが、そこはもともとそういう収支がなっていなかったところでございます。なので、そこは今回報酬改定受けまして、廃止という形になりましたが、それ以降、そのほかの就A事業所が廃止したという話は今のところ来ておりませんので、今後またそういう話があれば相談にのりたいと思いますけれども、引き続き収支がうまくいってないような事業所については、計画をつくってもらうことになるんですけれども、そういうところを、計画出してもらいながら、指導していきたいというふうに思っております。

(有川会長)

はい。熊谷委員、よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

はい、わかりました。ただ1つ私の意見としましては、就労継続支援A型というものは、いろいろある制度の中でも、障がい者に対して最も重要な制度の1つであると思っております。したがって、報酬改定ということがあったということが根本であるということだそうですが、その辺のところをもうちょっと見直して行って、むしろ存続ないし充実していけるような施策を実施していけたらいいのではないかと、私の意見としては思っております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。はい、菊地委員、お願いします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地です。私は障がい福祉事業の区分から選出されております。その視点から発言させていただきます。先ほどの説明で小林課長のほうから、福祉人材の不足については国や県、関係機関とも協働していくという話がありました。福祉事業の経営、運営をしながら、最も苦慮していることは、人材の確保です。これについては年々、苦しくなっているということが実感としてあります。サービスを受ける側のニーズというのは右肩上がりとなっております。この点は、今日の会議の中でも何度も話題に出てきているところであります。しかしながら、サービスを提供する側の人材の確保は厳しさが増すばかりです。この大きな課題解決について、法人単位での努力ではそろそろ限界が来ているように思います。何かこの福祉人材の確保に向けた、仕組みや仕掛けが必要と考えております。時間はかかるかもしれませんが、小中学校、高校への福祉教育の推進強化も良いと思います。子供たちが福祉で働きたいと思えるようなアクションは大切な視点とっております。また、行政なのかそれに代わる機関なのかわかりませんが、この福祉人材の確保ということに、真剣に取り組んでいただきたいと考えています。これは意見です。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。先ほどの話と共通するところもございますので、継続して検討していければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。田部委員。

(田部委員)

すみません。ちょうど報酬改定ということで、うちの子どもは生活介護に通っているんですけども、支援区分が6で一番重いんですけど、そういう作業所というのでしょうか、事業所のほうで、生活介護にかかる報酬改定があって、大変になる事業所が多くなるという話を聞いているのですけれども、そういうところで市としては、もちろんつぶれてもらっては困るし、通ってる子どもたちも大変なんですけれども、その辺に対して市のお考えをお聞きしたいと思います。

(有川会長)

はい、お答えいただけますでしょうか。ポイントは報酬改定についてというところになりますか。

(事務局：障がい福祉課 佐久間指定係長)

報酬改定で、生活介護事業所ですとか、ほかのところでも、今回の令和6年度の報酬改定で、なかなか厳しくなったというようなお話は何っております。相談を受けることもございますけれども、その都度その相談内容によりまして、私どもも相談にのって、できる範囲で事業所に寄り添った対応をさせていただきたいとは思ってますし、3年に1度報酬改定になりますので、今回の報酬改定でいろいろな状況が起こってますけれども、それ

を見て、また国にのほうでも考えて、3年後また変わってくるのかなとは思いますがけれども、私どもは今全国共通の制度の中でやっていく中で、事業所のほうからそういう相談があれば、できる限り寄り添って対応していきたいと思えますし、万が一続けられなくなった事業所がでてきたりして、利用者の方について、一番困ると思えますし、そこは一番フォローしなければいけないところだと思っておりますので、そういうところについては、事業所と一緒に次の場所を探すとか、そういう部分については一緒に対応していければというふうには思っています。

(有川会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(田部委員)

はい。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、高橋委員。

(高橋委員)

にいがたオーディズムの高橋といいます。よろしく申し上げます。資料1の20ページの上段のところにある、ペアレントメンターのことについてなんですけど、今年度から新潟県と共同でメンターの養成事業というのを行って、私自身新潟市のほうのペアレントメンターのほうに登録してあります。その登録のところに、新潟市のほうから頂いた資料の中には、どういうことができるかとか、あと子ども自身がどういう立場にいるかとかというのを書く欄はあったんですけど、本当にたまになんですが、今年度新潟県と新潟市というのがついたおかげで、ペアレントメンターというものが特別な資格というふうに勘違いされる方もおられるので、どういう活動できるかというの確認だけではなくて、どういうことをしてはいけないというような確認みたいなものもちょっと添えていただいて、今後の活動のときに、新潟県や新潟市が行っているの、間違いがないと思って、いろんなところに相談に行かれる方もいると思うので、何か間違ったことが起こらないように、そういう文言を1つ提出してもらおうとかというような作業があると便利かなと思えました。よろしく申し上げます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

管理係の祝です。ご意見ありがとうございました。おっしゃるとおりの部分もあると思えますし、確かにペアレントメンターというものが特別な資格として、市民の方も含めて、そのメンターの方に頼って、そのメンターの方も、それが何か特別な資格としていろいろなことをやるという可能性もなきにしもあらずというところから心配されていることだと思いますので、また課に持ち帰って、どういった形でメンターの皆さんに働き掛けで



きるかというところは、検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。議事について、その他も今日準備されてるところでもございますので、ほかになれば先に進めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## 4. その他

(有川会長)

それでは次の議事に進めたいと思います。事務局のほうからその他につきまして、お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、資料のほうですが、本日机上配布しました参考資料、パブリックコメント後に提出された意見について、ご説明いたします。本審議会では、先ほどから説明しておりますとおり、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画、昨年度策定にあたりまして、昨年12月21日から今年1月19日まで30日間を受付期間として、パブリックコメントを実施いたしました。その際、受付期間を大きく過ぎてから寄せられた意見があったということで、3月開催の審議会に参考資料として配布のほうさせていただいたのですが、その際、栗川委員のほうから、新潟市のほうではこのコメントの内容をどう受け止めているのか、特に見込み量の算定ですとか、ニーズ調査に関する指摘に対する市の見解について、次回の審議会でもいいので教えてもらいたいというご意見を頂戴いたしましたので、配布資料により説明させていただきます。

まず、意見の概要についてです。点字資料では1ページ上段になります。実際に提出された意見なんですが、複数の項目に渡っていたわけなんですけれども、要約しますと、資料に記載のとおり、サービス見込み量というのは、必要な量とされているので、過去の実績からではなく、ニーズ調査から推計すべきということ。また、成果目標については、必要なサービス量に対応した数値を設定すべきであるといった意見内容でございました。

これらの意見の元になっている、国の基本指針というものがあるのですが、その該当部分を資料に整理いたしました。点字資料は2ページ以降になります。基本指針では、障がい福祉サービスなどの提供体制の確保に係る目標である成果目標と、点字資料では3ページの上段になりますが、各年度のサービス見込み量、活動指標を設定することとされております。先ほどご審議いただいた、本日の配布資料でいいますと、資料2の各項目に記載されている目標値が成果目標、資料3の計画欄に掲げる数値がサービス見込み量ということになります。このサービス見込み量の設定にあたって、勘案する要素なんですけれども、これはサービスによっていろいろあげられているんですけれども、多くのサービスに共通する要素としまして、現に利用している方の数、障がい者などのニーズ、あと平均的な1人あたり利用量というものがあげられているところがございます。このサービス見込み量につきまして、パブリックコメント後に出された意見では、ニーズ調査を踏まえた推計値とすべきというふうにして、そういう意見が出されたわけですが、本市におきましては、利用者の多い主要なサービスについては、過去実績を元に見込んでおるほか、サービスが限られた施設でのみ提供されているなど、個別に事情を有しているものについては、その状況を踏まえた見込み量ということで整理をしております。ニーズから見込み量を推定するという手法について、完全に否定するものではないんですけれども、作業的という部分では非常に難しい部分もあるのかなというふうにご検討をしております、引き続き現行の過去実

績を元に推計する方法を基本としたいと考えております。

ただし、次回の計画策定の際に、制度の見直しなど、将来の見込み量に影響を及ぼすということがもしあるのであれば、そこについては見込み量に反映させ、また考え方のみについて、審議会のほうで説明をさせていただければというふうに考えております。

なお、実績値に基づくサービス見込み量の推計方法については、国が出している計画策定マニュアルにおいては、一般的な方法として紹介はされているところでございます。

意見の2つ目、成果目標は必要なサービス料に対応したものにすべきという点についてですが、成果目標につきましても、国の基本指針をまず基本として設定することとされており、分野・項目ごとに、基本指針で目標値などが定められているところです。点字資料では2ページの中ほどに成果目標、抜粋ですけれども、5つほど記載しております。本市の第7期障がい福祉計画における成果目標も、国の基本指針の内容を基本としているところですが、例えば施設入所者数につきましても、昨年度ご審議いただき、入所待機者の状況を踏まえ、本市独自の目標を立てたというところでございます。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。前回のご指摘を受けたとこでのご報告ということになりますかね。ありがとうございました。

特にご意見ご質問がなければ、事務局のほうほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、令和6年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々それぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございます。そちらのほうに現状を踏まえた意見、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただけたらと思います。

皆様、お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。それでは、マイクを事務局のほうにお返しいたします。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

有川会長、長時間にわたり進行いただきまして、ありがとうございました。また委員の皆様も活発なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和6年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。